

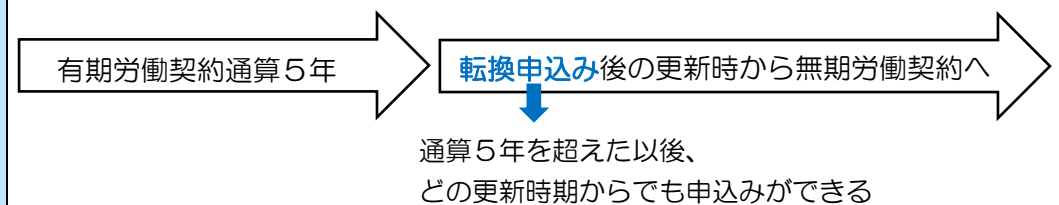
無期労働契約への転換

無期労働契約への転換の要件と労働条件

労働契約法第18条

- 有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えると、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換しなければならない。ただし、高度専門職・定年後継続再雇用者については、定められた特別措置を講ずることで対象外とする特例措置がある。
- 転換後の労働条件は、現行の有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く）と同一とする（別段の定めがある部分を除く）。

無期転換申込み



契約期間の通算

途中で雇用されていない空白期間がある場合：

① その空白期間が次表右欄の月数未満の場合は、前後の雇用期間は通算される。

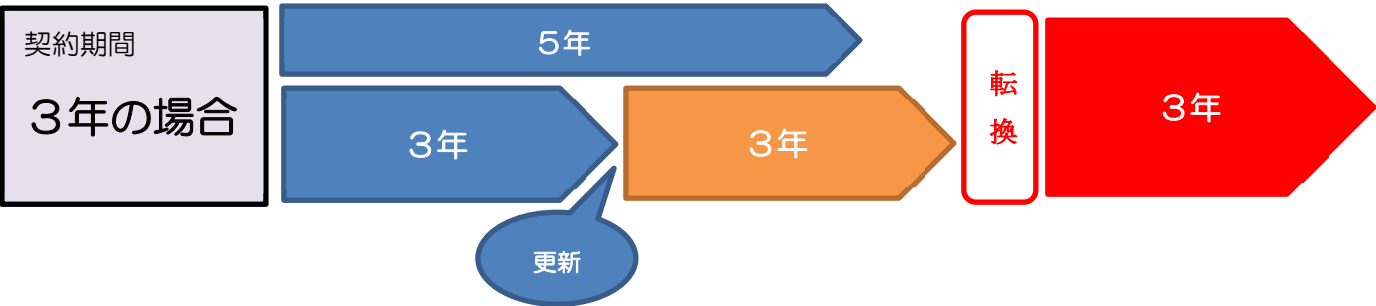
② その空白期間が次表右欄の月数以上の場合は、前後の雇用期間は通算せず、「雇用期間5年」のカウントが新規に始まる。

直前の雇用期間（通算した期間）	空白期間
2か月以下	1か月
2か月超～4か月以下	2か月
4か月超～6か月以下	3か月
6か月超～8か月以下	4か月
8か月超～10か月以下	5か月
10か月超～	6か月

転換後の労働条件

原則：現行の有期労働条件と同一（賃金・労働時間等）
別段の定め：就業規則等に、あらかじめ転換後の労働条件について定めがある場合は、原則と異なる。

無期転換に関する労働条件の明示（令和6年4月より）



無期転換申込機会の書面等の明示

- 「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了する日までの間、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）を、書面等により明示する。
＜記載例＞
本契約期間中に無期労働契約締結の申込みをした時は、本契約期間満了の翌日から無期雇用へ転換することができる。
- 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、無期転換をしないで定期労働契約を更新する場合は、その更新の都度、無期転換申込機会を書面等により明示する。
- 無期転換に関する有期雇用労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を構築する。

無期転換後の労働条件の書面等の明示

- 「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を書面により明示する。
＜記載例＞
 - ・ 無期転換後の労働条件は、本契約と同じである（契約期間を除き、無期転換前と同一の労働条件が適用される）。
 - ・ 無期転換後は、労働時間を〇〇、賃金を〇〇に変更する（別段の定めがある場合）。

* 職務の内容などは変更されていないが、無期転換後の労働条件を従前よりも低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではないとしている。
- 無期転換後の労働条件の明示は、次の時期にそれぞれ行うものとする。
 - ① 無期転換申込権が生じる契約更新時
 - ② 無期転換申込権の行使による無期労働契約の成立時

均衡を考慮した事項の説明（努力義務）

- 「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、対象となる労働者に無期転換後の労働条件に関する定めをするに当たって、次の事項を説明するように努める。
 - ➡ 就業の実態に応じ、他の通常の労働者（正社員などのいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）との均衡を考慮した事項（業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲等）